

令和3年第1回定例会（2月議会）

予算特別委員会教育公安分科会
教育公安委員会提出資料

（予算及び付託議案審査関係資料：補正予算分）

令和3年2月5日

教 育 委 員 会

目 次

総務課施設整備室

- ・ 県立学校施設等災害復旧事業 1

教職員給与課

- ・ 教職員の給与費の補正について 2
- ・ 義務教育費国庫負担金の返還等について 3
- ・ 市町村立学校職員の給与等に関する条例の
一部を改正する条例案について【議案第18号】 4

幼保推進課

- ・ 地域子ども・子育て支援事業 6
- ・ 保育士修学資金貸付事業 7

生涯学習課

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
指定管理者への支援について 8

県立学校施設等災害復旧事業

総務課施設整備室

1 目的

災害により被害を受けた県立学校施設等の施設を復旧する。

2 概要

令和2年7月28日の豪雨により被害を受けた西仙北高等学校の法面崩壊について、災害復旧工事を行う。

崩壊規模 幅：32m 長さ：15m 比高差：11m

3 補正予算額

25,077千円 (⊕15,918千円 ⊖2,700千円 ⊖6,459千円)

| | | |
|-----|------|----------|
| 内 訳 | ・委託費 | 1,199千円 |
| | ・工事費 | 23,642千円 |
| | ・事務費 | 236千円 |

| | |
|----------|----------|
| 災害復旧事業費 | 28,931千円 |
| (・委託 | 1,753千円) |
| ・工事費 | 26,942千円 |
| ・事務費 | 236千円 |
| 当初予算計上残額 | ▲3,854千円 |
| 補正予算額 | 25,077千円 |

4 見取り図



教職員の給与費の補正について

教職員給与課

1 概 要

人件費の決算見込みによる補正を行う。

2 補正予算額

△1,250,894千円

| | | | |
|---|-------------|----------------|---|
| 〔 | 使 △24,828千円 | 国 △170,867千円 | 〕 |
| 〔 | 諸 △10,587千円 | ○ △1,044,612千円 | 〕 |

3 内 訳

(単位：千円)

| 区 分 | 12月補正後 現計予算額 | 決算見込額 | 2月補正予算額 |
|-----------|-----------------|------------|-------------|
| 給 料 | 41,613,680 | 41,453,280 | △ 160,400 |
| 職 員 手 当 等 | 30,481,629 | 29,743,035 | △ 738,594 |
| (うち退職手当) | 9,352,798 | 9,262,798 | △ 90,000 |
| 共 済 費 | 13,459,927 | 13,108,027 | △ 351,900 |
| 合 計 | 85,555,236 | 84,304,342 | △ 1,250,894 |

義務教育費国庫負担金の返還等について

教職員給与課
特別支援教育課

1 概要

会計検査院の指摘に基づく義務教育費国庫負担金の再確定に伴い、過大交付分の返還等を行う。

2 会計検査院の指摘内容

- (1) 内閣報告日 令和2年11月10日
- (2) 対象年度 平成24年度～平成28年度
- (3) 指摘事項 特別支援学校の標準学級数の算定において、障害を二つ以上併せ有している児童生徒を単一障害学級の対象として整理したり、二つ以上併せ有しない児童生徒を重複障害学級の対象として整理したりなどしていたため、平成24、27、28年度の義務教育費国庫負担金が過大に交付されている。

3 補正予算額

会計検査院の指摘に基づく返還にかかる歳出と、当該指摘の考え方を適用すること等によって追加交付となる歳入をそれぞれ補正する。

歳出額（教職員給与管理費） 38,091千円
歳入額（諸収入） 33,984千円

(単位:千円)

| | 収入済額 | 再確定額 | 補正額 |
|--------|------------|------------|----------|
| 平成24年度 | 15,169,665 | 15,141,970 | △ 27,695 |
| 平成25年度 | 14,431,341 | 14,458,358 | 27,017 |
| 平成27年度 | 14,680,125 | 14,673,962 | △ 6,163 |
| 平成28年度 | 14,436,088 | 14,431,855 | △ 4,233 |
| 令和元年度 | 13,931,639 | 13,938,606 | 6,967 |
| 合計 | 72,648,858 | 72,644,751 | △ 4,107 |

※平成26、29、30年度分は、令和3年度に精算予定。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例案について 【議案第18号】

教職員給与課

1 改正理由

感染症の病原体に汚染されたもの又は汚染された疑いのあるものの処理作業に従事した市町村立学校職員に対し防疫業務手当を支給する必要がある。

2 改正内容

(1) 特殊勤務手当の種類に防疫業務手当を加えることとする。

(第17条関係)

(2) 感染症（教育委員会規則で定めるものに限る。）の病原体に汚染されたもの又は汚染された疑いのあるものの処理作業で教育委員会規則で定めるものに従事した市町村立学校職員に対し防疫業務手当（290円/日以内）を支給することとする。

(第17条関係)

※教育委員会規則で定める感染症は、新型コロナウイルス感染症

※処理作業で教育委員会規則で定めるものは、学校等で感染症が発生し、保健所の見解又は学校医等の助言を踏まえて行う消毒作業

※教育委員会規則で定める防疫業務手当は、290円/日を予定

(3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

公布の日（令和2年12月3日から適用）

(参考)

令和2年12月3日付け文部科学省通知

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」

- 「感染症が発生したらまず臨時休業する」対応を見直し、設置者が、臨時休業の可否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限り、学校の全部または一部の臨時休業を行う。
- 感染が判明した場合は、保健所等と連携して消毒作業を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、汚染が想定される物品を消毒する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(特殊勤務手当) 第十七条 略</p> <p>2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 一・二 略</p> <p>三 防疫業務手当</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第二項第三号に掲げる手当は、職員が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第一項の感染症のうち教育委員会規則で定めるものに限る。)の病原体に汚染されたもの又は汚染された疑いのあるものの処理作業で教育委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>6 第二項第一号の手当の額は従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内で、同項第二号の手当の額は業務に従事した日一日につき二百円を超えない範囲内で、同項第三号の手当の額は作業に従事した日一日につき二百九十円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。</p> <p>7 略</p> | <p>(特殊勤務手当) 第十七条 略</p> <p>2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 一・二 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第二項第一号の手当の額は従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内で、同項第二号の手当の額は業務に従事した日一日につき二百円を超えない範囲内で教育委員会規則</p> <p>6 略 で定める。</p> |

地域子ども・子育て支援事業

幼保推進課

1 目的

子育て家庭を支援するため、市町村が地域の実情に応じて行う一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業等の取り組みを支援し、子どもを産み・育てる環境の充実に資する。

2 概要

決算見込みによる補正を行う。

・実施主体 市町村

・補助率 国1/3 県1/3 市町村1/3

※国分は、国から市町村に直接補助されるため、予算計上は
県分の1/3相当のみ

・内 訳

(単位：千円)

| 事業名 | 当初予算額 | 決算見込額 | 2月補正予算額 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 一時預かり事業 | 115,319 | 168,513 | 53,194 |
| 延長保育事業 | 56,768 | 55,016 | △1,752 |
| 病児保育事業 | 100,373 | 99,049 | △1,324 |
| 実費徴収に係る補足給付事業 | 3,764 | 1,951 | △1,813 |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 348 | 1,522 | 1,174 |
| 合計 | 276,572 | 326,051 | 49,479 |

3 補正予算額

49,479千円 (⊖49,479千円)

内 訳

・地域子ども・子育て支援事業費補助金 49,479千円

保育士修学資金貸付事業

幼保推進課

1 目的

保育士確保を図るため、県内において保育業務に従事しようとする保育士養成施設の在学学生に対し、返還免除付き修学資金の貸付を行う。

2 概要

令和2年度事業費の県負担分（1／10）を事業の実施主体（社会福祉法人秋田県社会福祉協議会）に対して交付する。

また、当初予算で措置している国負担分（9／10）について、国の内示に伴い減額する。

- ・貸付額 学 費 月額5万円以内、貸付総額120万円以内
 入学準備金 20万円以内
 就職準備金 20万円以内

- ・事業費 学 費 84,596千円（146人、うち新規77人）
（貸付人数） 入学準備金 11,953千円（63人）
 就職準備金 11,950千円（61人）
 事務費 4,275千円
 計 112,774千円（県負担分：11,278千円）

- ・免除要件 卒業後、県内の保育施設で5年間（過疎地域は3年間）保育業務に従事した場合

- ・国補助金 当初予算：172,800千円
 内示額：89,818千円（△82,982千円）

3 補正予算額

△71,704千円（⊖11,278千円、⊕△82,982千円）

内 訳

- ・保育士修学資金貸付事業費補助金（県負担分） 11,278千円
- ・保育士修学資金貸付事業費補助金（国負担分） △82,982千円

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者への支援について

生涯学習課

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理施設において利用料金収入が大幅に減少しているため、指定管理料を増額する。

2 概要

(1) 事業名

① 青少年交流センター管理運営費

秋田県青少年交流センター（指定管理者：一般財団法人秋田県青年会館）

② 少年自然の家管理運営費

秋田県自然体験活動センター（指定管理者：八峰町）

(2) 対象経費

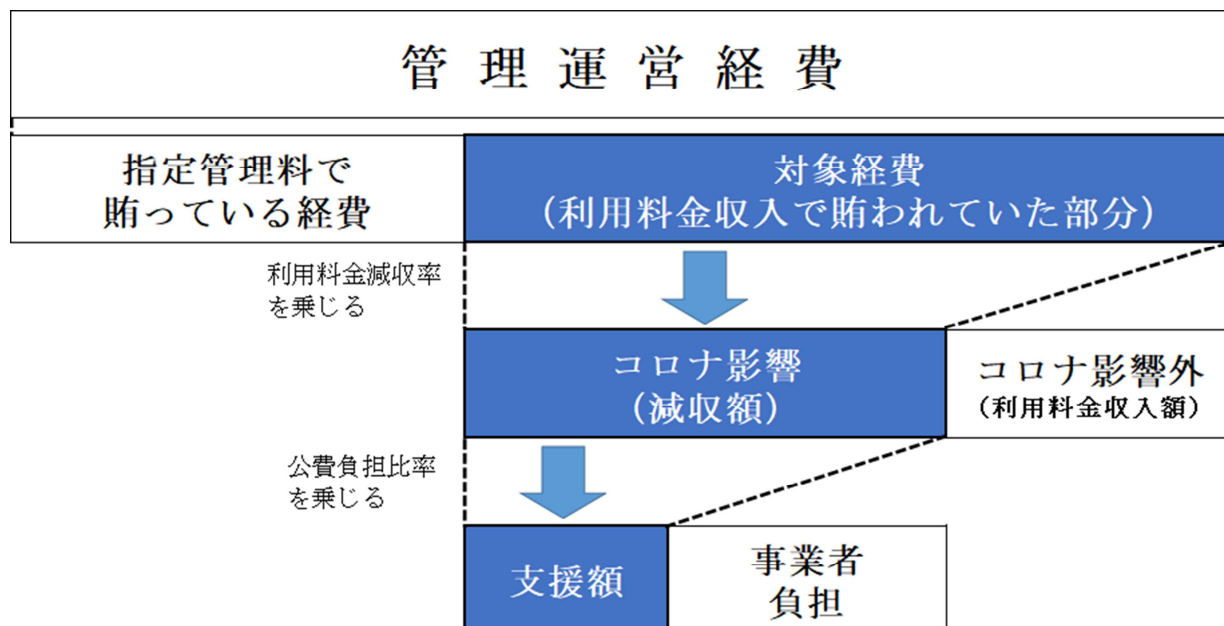
利用料金収入が減少したことに伴い不足する令和2年度の管理運営経費

3 補正予算額

3, 136 千円 (国 3, 136 千円)

| | |
|----------------|-----------|
| 内 訳 ・ 委託料 | 3, 136 千円 |
| 秋田県青少年交流センター分 | 2, 675 千円 |
| 秋田県自然体験活動センター分 | 461 千円 |

＜参考＞支援イメージ（管理運営経費）



＜参考＞支援額の算定方法

対象経費×利用料金減収率×公費負担比率（令和2年度収支見込の赤字分までを対象）

「対象経費」：人件費や光熱水費、定期点検等の維持管理費（指定管理料等を充当する部分を除く）

「利用料金減収率」： $1 - (\text{令和2年度利用料金収入見込額} / \text{利用料金収入実績額の平均})$

「公費負担比率」：(指定管理料／管理運営に要する経費) の実績平均